

おきなわ 自治の風

第70号
2022年10月
発行
おきなわ住民自治研究所
〒900-0022 那覇市樋川2-6-7
樋川第1ビル 305
TEL 098-855-2515
Fax 098-853-6545
Email okijitiken@gmail.com



玉城デニー知事 大差で再選！
平和で誇りある豊かな沖縄の実現へ
民意は揺るがず「辺野古新基地ノー」・地方自治守れ

沖縄県知事選 玉城デニー知事が6万票余の差で圧勝：（9月11日投開票）

2. 9か月の滞在を通じて学んだこと—沖縄で過ごして

7. 辺野古通信

8. 沖縄の歴史—「自治」を軸に考える
第25回 「民政府」時代と暮らし

12. 新全体主義と平和・人権・地方自治

18. 沖縄県知事選 ・総会のお知らせ

9か月の滞在を通じて学んだこと

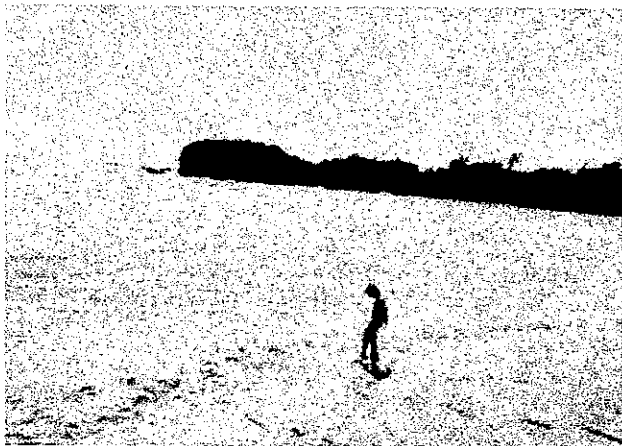
—研究専念期間を沖縄で過ごして—



岡 耕平 (島根大学法文学部)

はじめに

私は2021年11月末から2022年8月末までの間、琉球大学人文社会学部の客員研究員として、島根大学に籍を置いたまま研究専念期間をいただき、家族(妻、小5の長男)とともに9か月間、沖縄に滞在することができました。その間、おきなわ住民自治研究所に出入りさせていただきながら各地を回ることで、大変貴重な機会をいただきました。お世話になった方々へのお礼を込めつつ、各地を回る中で感じたことな



沖縄到着後、家族と真っ先に訪ねた辺野古の海にて(写真1)

どを、簡単ですがこの場で披露させていただきます。なお、『住民と自治』に執筆・連載中の「おきなわ定点観測」での記述との一部重複があることあらかじめ申し上げておきます。

自己紹介

私は島根大学法文学部で地方財政論を担当し、農山村政策や地方鉄道の廃線問題、震災復興政策など、地域課題に関する政策研究を手広く、別の言い方をすると一貫性もなく取り組んできました。離島医療についての研究を深めたいと、研究専念期間を1年間もらって、琉球大学人文社会学部客員研究員として沖縄に滞在しました。島根県にも隠岐の島があり、そこでの病院運営とそのため

スタートさせました。白状しますと、毎日の晩酌(「泡盛の比較研究」)に胸を躍らせつつ、沖縄に来たのが正直なところですが、しかし来て早々に、そんな甘い思いを打ち砕く沖縄の「日常」に直面し、驚き戸惑いしました。強烈な「洗礼」を受けたのです。

沖縄滞在初日から受けた「洗礼」
コロナの影響で9月からの予定を3か月遅らせ、11月から沖縄滞在を

私がちょうど沖縄に到着した当日、市街地でのオスプレイからの水筒落下事故が起こり騒然となりました(2021年11月23日)。また普天間基地から少し離れている西原町のアパートに入居したにもかかわらず、深夜でも珍しくない爆音に驚きました。その後の数か月足らずの間だけでも、沖縄戦の記憶をとどめるガマの保存をめぐる住民運動、今年の県知事選挙をにらんだ沖縄振興予算をめぐる「減額」といった国の揺さぶりや攻防、基地固定化に向けた利益誘導を隠そうともしない米軍再編交付金制度とその成果が存分に発揮されて、現職再選という結果に終わった名護市長選挙(2022年1月23日)、PFASによる飲料水汚染問題、嘉手納基地爆音訴訟の第4次提訴(2022年1月28日)……。こう

した現実にたいする地元住民の叫びをしつかり受け止めながら、ときには怒りにあふれ迫力ある沖縄地元紙の紙面。すべてが衝撃でした。

当初の私の問題意識―離島医療をテーマに調査を行うこと―それ自体は重要であり、今後も追求すべきテーマとして取り組んでいこうという決意は変わりませんが、しかし、軍事基地にかかわる問題群を埒外において沖縄に滞在・研究しようとしていた自身のピンボケぶりを痛感する数々の出来事でした。

沖縄へ来ることになったきっかけ

私が高校・大学時代を過ごした1990年代後半は、普天間基地返還をめくって大きく政治が動いた時期でしたし、私自身、基地問題をはじめ沖縄に対して高い関心を寄せている、と思いついていました。

そんななかで初めて沖縄を訪れたのは、2011年に那覇で開催された日本地方財政学会でした。学会報告を終えてほっとして、打ち上げ後にほろ酔い状態で立ち寄った沖縄そば屋で、何気なく手にした琉球新報

の社説に目を見張り、酔いが一気にさめたのを今でも鮮明に覚えています。社説のタイトルは「島を外国に売り渡すのか」(2011年5月27日付)。久米島町の硫黄島島に米軍の射撃訓練場を移転する案が日本政府から出されたことに対する怒りの表明でした。本土ではちようど尖閣列島をめぐるナシヨナリズムが高まっていた時期でしたが、アメリカという「外国」にまさに自ら島を丸ごと差し出し売り渡そうとしていること、そのことに全く関心を寄せていない自分も含めた本土のあり方に大きなショックを受けたのでした。

「沖縄へ心を寄せてきた」という自らの思い込みを打ち砕かれたこの出来事は、沖縄を強く意識し始めたきっかけであり、今回の沖縄滞在の原点となりました。

離島医療という研究テーマに取り組むという表向き理由はもちろん大きいのですが、以上のような沖縄への「思い」も研究専念期間に沖縄を滞在先に選ぶうえで欠かせない動機となりました。

マスコミ・記者の方々との出会い

こちらに来て驚いたことの一つに、沖縄タイムスや琉球新報といった地元紙の記事や評論・社説の水準の高さがあります。短期間の新聞の切り抜きだけで机上があつという間にいっぱいになってしまふほど、着眼点の鋭い記事や一般の方々からの投稿・評論が目白押しです。島根に戻ってからも沖縄の地元紙の購読を継続しています。

沖縄に来たらぜひ会おうと思っ



慰霊の日の未明、私は牛島満中將を祀った「黎明の塔」に向き、そこで阿部記者と再会しました。沖縄の陸上自衛隊が毎年実施してきた黎明の塔への集団参拝を自分の目で確認するためでした。幸いなことに、阿部記者らによる批判的報道もあって、自衛隊員による集団参拝は今年、19年ぶりに実施されませんでした。(写真2)

いた方の一人に、島根の地元紙・山陰中央新報の記者を通じて知り合った琉球新報の普久原均さんがいます。琉球新報と山陰中央新報が合同で取り組んだ連載企画『環りの海』は、尖閣と竹島という領土紛争を国の立場ではなく、漁民をはじめとした地域住民の視点から徹底して問いただしたもので、2013年に新聞協会賞を受賞しています。この連載企画の琉球新報側の責任者が普久原さんでした。コロナが落ち着いてようやく懇親会をしたときには、普久原さんは社長に就任していました。その時にわかったことですが、私が沖縄に滞在するきっかけと関わっている、

「島を外国に売り渡すのか」という先にふれた社説の執筆者が普久原さんご本人だったのです！

沖縄タイムスの阿部岳さんはその記者が見た「高江165日」の真実』で前から存じ上げていましたが、伊江島の「ヌチドウタカラの家」で偶然会うことができました。その後も慰霊の日の摩文仁など取材現場で一緒にいる機会をいただきました(写真2)、私の研究調査先である

福島県にも取材で度々訪れており、共通の知り合いがいたことものに判明するなど不思議な縁を感じます。

伊江島との交流

県内地域で最も足しげく通ったのは伊江島です。5、6回は通ったでしょう。阿波根昌鴻さんがつくった反戦平和資料館「又千ドウタカラの家」では何度か、阿波根さんの遺志を継ぐ謝花悦子さんにもお話を伺うことができました。また、粘り強く反基地・基地監視の運動に取り組む名嘉實さん（伊江村議）にもお話を伺いました。

本土復帰後の軍用地料の値上げにより阿波根さんのような反戦地主が急激に減少したこともあって、現在、



玉城増生さん。サトウキビ専用の鎌を手に（写真3）

米軍が接收した土地は軍用地料が見込めるため投機商品となり、転売に次ぐ転売で島外者の所有となつていくことも少なくないといえます。また伊江村史をみると、医療保健センター（村立診療所）など主だった公

共施設の完成セレモニーには例外なく、沖縄防衛局の局長が招かれており、防衛省からの基地関連交付金が村財政や住民福祉を左右しています。こうして阿波根さんたちの運動は、島の中では残念ながら孤立していききました。基地返還で農地を取り戻し、農民学校をつくるという阿波根さんの夢の実現は遠く、それどころか訓練の激化・基地強化という現実に直面しています。

それでも島には希望の芽がしっかりと根付いていました。伊江村農業委員会・会長の玉城増生さん（写真3）はサトウキビづくりのほか、土日にだけ立ち入りが認められている米軍基地フェンス内にも牧草地を持ち、繁殖牛を育てています。伊江島の農家民泊の取り組みは有名ですが、ここでの農業体験は「ホンモノ」でなければならぬという信念のもと、玉城さんは島の農業を守ろうとリゾー

ト開発計画（農地転用）に慎重な姿勢を崩していません。こうした農業による島づくりは、軍事基地強化へのオルタナティブとして貴重な取り組みといえます。

さらに村役場はブランド化されつつある「伊江牛」の生産にも力を入れていきます。牛の糞尿をたい肥化する施設を役場直営で運営し、こうした有機のたい肥を農業者に使ってもらう循環型農業を確立しようと奮闘しています。なかなか進まないといいますが、こうした点を改善しながら、島の農業委員会は農所得三倍化を目指しています。軍用地料が高設定されているせいで営農意欲が低くなりつつあることに危機感を持ち、これを打ち破るために島での農業所得を大幅に増加させることがどうしても必要だといえます。私は、「畜産と土壌の専門家島根大学から連れてきます」と約束し、島を後にしました。

島にはプライベートでも伺い、家族と一緒に農業体験をさせてもらおうと玉城さんを訪ねました。あいにくの大雨で農作業をお手伝いすることができなかったにもかかわらず、

島らつきょうを山ほどもらい、おいしくいただきました。また8月末に再訪した際には、たった2時間弱のサトウキビの苗づくりのお手伝いと引き換えに島バナナを大きな束でもらい、松江に帰ってから家族と一緒においしくいただきました。

宮古島での調査

研究所事務局長の湧田さんや川瀬光義先生（京都府立大学）とともに、2回にわたって宮古島に調査に行くことができました。コロナのために離島医療の調査は遠慮して、先島諸島で進む軍事要塞化、つまり自衛隊基地配備・強化の実態調査を行いました。

地対艦・地対空ミサイル部隊など約700名の自衛官が新たに追加配備された宮古島で、上里樹さん・瀧美さんご夫妻に2度にわたって島内を案内いただきました。2月に初めて伺った際にはなかった自衛隊基地の土地の境界を示す黄色い線が、5月に再訪した時には新たに道路に引かれており、ここを超えると警備の自衛官が飛び出してくるようになっていました。さらに4月からは小銃

を手にした自衛隊員が駐屯地正門に配置されていました。いったい誰に向けて小銃を向けているのでしょうか。配備反対の先頭立つ開業医の岸本邦弘さんによれば、駐屯地弾薬庫が島の中でも高地に位置するため、島民の生活を支える地下水の汚染が懸念されるといいます。2回訪れたこの短期間のうちでも、私たちの想像をはるかに超えるスピードで急速な軍事要塞化が進行していることに大きな危機感を抱きました。

こうした軍事要塞化は、地域社会に何をもたらしているのでしょうか。宮古島では駐屯地の土地売買をめぐる汚職で前市長が逮捕されるなど、軍事要塞化をめぐる多くの利権も見え隠れします。また防衛省予算による社会インフラ整備も実際に進んでいます。このように「恩恵」もあるように見えますが、こうした生活インフラの整備は本来、軍事基地強化とは無関係に進められるべきものです。

想像を超えるスピードで進み、さらに加速しつつある宮古島をはじめとした先島諸島における軍事要塞化にたいして、各島々の地域社会・地

方財政の現状分析とオルタナティブの提示に向けた政策研究が急がれます。川瀬光義先生（京都府立大学）に指導を仰ぎながら、今後しっかりと取り組むたいと考えています。

与那国島のこと

砂川かおり先生（沖縄国際大学）にお声がけいただき、大阪府の高校教員を退職後、与那国島へと移住した山田和幸さんの案内で与那国島に2回にわたってお邪魔しました。島には2016年から自衛隊基地が配備されています。集落からほど近

いところにレーダー基地が置かれ、電磁波による健康への影響が懸念されているといえます。一貫して自衛隊配備に反対をしてきた田里千代基・町議会議員にもお話を伺いました。与那国島は軍事で守れるような島ではない、「抑止力のフロンティア」にするのではなく、国境の島として緩衝地帯にすることが、島民が安心できる唯一の道だ、という信念のもと、長年続けてきた台湾との交流などで島を再生しているという将来ビジョンを熱く語ってくれました。

とおり、まさに島の悲願でした。

基地強化とは無関係な社会インフラの整備が、「恩恵」であるかのようには映る地方財政制度の実態・ゆがみを捉えて批判的に分析していく必要があります。（写真4）

与那国では、急ピッチで進められた駐屯地整備事業のため、空き家を建設労働者向けの滞在スペースとして大規模に借り上げ・整備するなど、一時的に「特需」に沸いたといえます。また、県を経由せず、国（内閣府）から直接交付される一括交付金も増加しているといえます。さらに防衛省予算によってごみ焼却処理施設や給食センターが建設されるなど、一見「恩恵」があるように見えます。町議会議事録をみると、こうした生活インフラの整備は長年議題に上っ

強調されている中であつても、小さな島で同じ「島民」となった自衛隊員にたいしての複雑な思いを抱えている、基地配備に違和感を持っている島民の意識は広くあるように感じます。また注目されるのが、島に残る文化や地場産業に誇りを持つ島民た



知事選のポスター。自衛隊官舎を背景に。「Drコト 診療所」のセットがある与那国町で一番小さな集落・比川にて（写真4）



クバの葉で民具を作成する與那覇有羽さん。クバ扇を家族分も含めて3ついただきました。（写真5）

ちや島に戻った若者たち、さらには移住した若者たちが連携し、芸術や工芸などを中心に据えた地域づくりを展開していることです。たとえば、與那覇有羽さんはフジロックフェスティバルにも出演するほどの民謡歌手ですが、ふだんはクバの葉を使った民具を制作し、島の文化を大切に守っています（写真5）。こうした島の文化と伝統に引き付けられるように、多くの若い芸術家たちが島に集いつつあるのです。

こうした新たな島づくりの動きは、米中対立の激化に歩調を合わせて与那国を「抑止力のフロンティア」にしようとする日本政府の思惑とは違った島のあり方を志向するものであり、島の未来を切り開く大きな力を持っていると思います。

与那国島を案内いただいた山田さんは、なんと川瀬光義先生の大学院時代の先輩にあたるということで、川瀬先生と一緒に再訪することをお約束して島を後にしました。

おきなわ住民自治研究所への感謝

このほかにも、おきなわ住民自治

研究所のつてをたどって久米島にも調査に伺うことができました。湧田さんをはじめとしたおきなわ住民自治研究所のネットワークがなければ、こうした数多くの島・地域に入っていくことはできませんでした。

そして何よりも、宮本憲一先生や桜井国俊先生がご執筆された研究所編の『平和で豊かな沖縄をもとめて』に携わることができ、あとがきを書かせてもらったことは、私の研究者人生にとっても大きな出来事でした。滞在中のご厚意に改めて心からお礼申し上げます。

最後に、やり残したことを、再訪の決意として書き留めておきたいと思います。研究所理事の安里嗣頼さんの案内で、高江や辺野古をめぐる座り込み参加者割引でグラスボートに乗り込んで大浦湾の自然の豊かさを体感すること。高江・ヘリパッドにいらぬ住民の会の伊佐育子さんには2度お会いできてお話もうかがったのですが、島根県松江市出身の安次磯雪音さんにはタイミングが合わずにお会いできなかったので、次回ぜひお会いしたい。宮本憲一先生たちが見出した読谷村や平良敏子さ

んの芭蕉布の取り組み、そこからさらに展開し豊富化しつつある沖縄の内発的発展の典型事例（与那国の與那覇有羽さんなど）について分析を重ね、定式化していくこと。先島諸島の軍事要塞化の実態分析とオルタナティブに向けた政策研究。おき研事務所近くの「島ちゃん食堂」のゆし豆腐をたべること。…まだまだ尽きませんが、紙幅は尽きました。

9月になって勤務校に戻ってから、沖縄のように研究に専念できるゆったりした時間はまったくれず、日常に忙殺される日々を送っています。しかし、以上のようにたくさんをやり残したこと、宿題・積み残しを抱えていますし、なによりも論文という形での研究者としての発信はまだこれからです。今後も沖縄に通う決意を表明して結語とさせていただきます。

沖縄滞在中につながり、お世話になったすべての皆様方に、改めて心よりお礼申し上げます。ありがとうございます。川瀬光義先生の受け売りですが、明治憲法から日本国憲法に変わる際に大きく追加された条項は「平和主義」と「地方自治」の

二つです。この二つを最も必要としている地、つまり日本国憲法の真価を鋭く問うている地こそが沖縄であることを痛感した9か月の滞在でした。沖縄で就職活動をしたいなあと半分本気で考えはじめるほど、沖縄で研究すべき課題の深刻さと重大さを痛感し、また、沖縄に魅せられた滞在でした。沖縄の皆様、今後とも引き続きよろしく願います。

関耕平 (sekik@soc.shimane-u.ac.jp)

辺野古通信

沖縄県民間教育研究所所長

長堂登志子

辺野古座り込み3000日と シエルター設置問題

辺野古の座り込みが、9月22日で3000日になった。8年以上の闘いだ。その日は150人以上集まり座り込んだが、いつもの3倍以上の機動隊員に排除された。機動隊排除の構図も8年前から変わらない。忘れられないあの日をもう一度噛み締めたい。2018年8月11日新基地建設反対県民大会が奥武山公園で行われた。7万人の県民が結集した。壇上には翁長雄志知事が座るはずだった椅子の上にブルーの帽子が乗っていた。3日前の8月8日に急逝した。私と同じ年齢だった。翁長知事の生前の思いを次男の雄治さん（10月23日投票の那覇市長選に出馬）が伝えた。「最後の最後まで、どうやった

らこの新辺野古基地を止められるか、一生懸命、病室のベッドの上でも資料を読み漁り、頑張っていた。「沖縄に辺野古の新基地を造る。どれほどの大義名分があるのか。そういう説明がしつかりなされてきたか。全国が受け入れないから沖縄にお願いいいのか。我々は納得いかない。そういうものを将来の子どもたちに残してしまおうのか。今一度我々の思いをしつかり形にしよう。日本の多くの国民が必要であるというその日米安保、米軍基地を国土の0・6%にすぎない沖縄に70%以上あるのはいくらなんでも過重すぎる。父は生前、沖縄は試練の連続だと言っていた。しかし、一度もウチナンチュとしての誇りを捨てることなく、闘い

続けてきた。ウチナンチュが心を一つにして闘う時は、お前が想像するよりもはるかに大きな力になると何度も言われてきた。新基地建設の問題は沖縄の問題ではなく、日本国の問題・課題であると認識して議論すべきだ。国の専権事



頂だからといって、今責任を持って見る我々が、次の世代に指をくわえて見ているわけにはいかない。「オール沖縄」というこの大きな政治的潮流は政治家のためにあるわけでもなく、政争の具にするものではない。オール沖縄は我々ウチナンチュの強い決意であり、覚悟である。その民意に我々政治家が突き動かされているのだ。」翁長さんが残した言葉を今もう一度共有したい。

翁長さんが亡くなったその年12月14日に無慈悲にも土砂投入が始まり、工事が本格化していった。そして最近は大変な問題であるシエルター設置の話が出ている。シエルター設置ということは、沖縄が、ミサイルが飛び交う戦場になる前提ではないのか。9月25日に「ノーモア沖縄戦 命どう宝の会」主催の「『台湾有事と日米共同作戦計画』— 南西諸島を再び戦禍の犠牲にするのか」のシンポがあった。講師は防衛省を30年近く担当している共同通信社の石井暁さんだ。米国の対中国に対する焦りが、自衛隊首脳に

圧力をかけ、日本政府に台湾有事は日本有事と言わせ、軍拡に走らせているということだ。米側は「中国の台湾侵攻は6年以内」「戦争が迫っているのを理解しているのか」と強い口調で恫喝したという。敵基地攻撃能力（反撃能力）を盛んに言い出し、防衛費の拡大を突出させており、自衛隊配備を南西諸島に強行してきた。安倍政権時代に安保法制が閣議決定で改悪されており、憲法違反である集団的自衛権（集団的自衛権とは、国際法上、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが、正当化される権利）の行使を行使は、中国が日本を攻撃していかないのに日本が中国を攻撃するという最悪のシナリオが成り立つ。再び沖縄が最前線に置かれる。このシナリオがシエルター設置の出发点であれば恐ろしい時がやってくる。決して台湾有事に参戦させてはならないと石井さんは強調した。憲法9条「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」を遵守することこそ沖縄・日本の生きる道だと声を大にして叫ぶ時がやってきている。

沖縄の歴史—「自治」を軸に考える

第25回

「民政府」時代と暮らし

来間泰男 (沖縄国際大学名誉教授)

「沖縄民政府」発足 アメリカ軍政府の指示に厳格に従いながらも、沖縄諮詢会は実質的に行政を担っていくようになっていった。諮詢委員はその本来の活動のほかに、各専門部会長を務めた。それは、軍の与えた諮問機関としての任務を超えるものであったが、後には軍もそれを容認するようになったといわれる。こうして、「政府」の名を冠した戦後

最初の組織である「沖縄民政府」へスムーズに移行することができたのである（前出『沖縄県史料 戦後1』の解題、大城将保執筆）。

一九四六年四月二二日、南西諸島米国海軍々政本部指令第一五六号「沖縄民政府創設の件」が出され、沖縄民政府が設立された。知事には志喜屋孝信、副知事には又吉康和が、アメリカ軍によって任命された。以下、年号は「四六年」のように略記する。

アメリカの軍政府は、当初は海軍が担当していたが、沖縄民政府が発足してまもなく、七月一日に陸軍に移管された。このことについては、学者肌の将校で構成されていた海軍から、生粋の軍人で構成される陸軍に代わることによって、本格的な軍政の時代に入っていくものと評価されている。また、このことは、海軍のニミッツ提督が「沖縄の港湾が海軍基地として適さないこと、台風の被害が大きいことなどを考慮して、陸軍への移管を要請、これが認められて一九四六年七月の移管となるのである」（宮里政玄『アメリカの対外政策決定過程』八一年）とされる。

南城市玉城の郷原に移転した。これに伴って、沖縄民政府も一〇月下旬までには同じように移転した。

その後、沖縄民政府は、四九年七月二五日に「旧那覇市上山国民学校跡」（今の上山中学校）に移転し、更に一月二二日には「旧那覇市天妃国民学校跡」（今の天妃小学校）に移転した。

宮古、八重山でも、同様に「民政府」が発足した。奄美の場合は「臨時北部南西諸島政庁」といった。

第一次土地接収 アメリカ軍は、戦闘の過程で県民を各地に収容したことはすでにみた。このことは実は、収容地区以外の地域も含めてすべての県土をいったん自らの支配下に置いたということの意味している。したがって土地は、アメリカ軍の接収から順次解かれていくことによって元の居住者に帰したのである。このとき、アメリカ軍は自らの使用する土地は、開放しなかった。したがって、この時点ですでに、アメリカ軍の土地接収の大半は完了していたのである。そこで私は、これを「第一次土地接収」とすることにしている。

土地の臨時的な割り当て

土地の所有者の決定

また、元の居住地に帰っても、土地の所有区分

がはつきりしない。しかし人びとの食糧事情は急迫しているため、農業は早めに復興しなければならぬ。まず、すでにみた四五年一〇月二三日の、元の居住地区への移動計画の中で、その方向が示され、翌年一月二三日、米国海軍軍政本部指令第一〇八号「農業中央管理」が出され、その基本方針が示されている。

具体的には次の二つの方面での実践となった。一つは、地籍に関する公図・公簿が戦災で大方は消失したという事情から、その新たな作成の準備をするということである。なお、公図とは、「境界・地目・面積・所有者などを示した地図」のこと、公簿とは、「官公署が常に備えておく帳簿」のことである。つまり、どの土地が誰のものか、それはどの位置にあり、面積はどれだけかなど、資料がないので、それを復元することになったのである。それには、「どこからどこまでが私の土地です」という申請をさせて、それを相互に突き合せて、地域全体の地図を作った。その申請書は、粗末な用紙に鉛筆で書かれていて、隣接地主二人以上の保証をつけてあった（現在も県立図書館に保管されている）。もう一つが、「沖縄に関する軍政

府経済政策の件」(後出)のなかで示されているもので、「其の「所有権決定までの」間は、耕地は四六年二月二十八日軍政府指令一三二号「土地所有権関係資料蒐集に関する件」に準じて、其の所有者と見做さるる者、若しくは村長に依り規定の耕地を割当てられたる者に依り耕作さるべし」ということである。それは、所有者が誰であるか(それは調査中である)とは関係なく、ともかく土地を割り当てて使用しようということである。これを「割当土地制度」といった。

農地だけでなく、宅地も同様だった。宅地には、「規格住宅」といつて、「二対四(二インチ×四インチ)と呼ばれた角材(二つを合わせる)と真四角になる」で、画一的に住居が建てられた。

いずれも、土地の所有者が決まった後、その所有者との間に問題を残すことになるが、一定の経過期間を設けて、基本的には解消していった。農地はそうだが、宅地・建物の場合には強行することは難しく、今も未解消の所がある。

経済の統制 貨幣経済が再開されるに当たって、四六年四月二四日、アメリカ軍政府は「沖縄に関する軍

政府経済政策の件」という文書を出した。これは、貨幣経済の再建に当たつたの、軍政府の基本的経済政策を述べたもので、その経済運営の方式は、一言でいえば「統制経済」である。

まず生産活動を復興しなければならぬが、その物的な条件のうち基本的な労働手段(機械・道具など)は、無料で割り当てて配付するか、または無料で貸付けることとし、状況を見て有料に移行させる、補助的な労働手段や労働対象(原料・肥料・飼料など)は初めから有料販売とする。また、漁船も貸付けているが、いずれ有料にする。その営繕資材(修理資材など)は有料である。工業の基本施設は貸付けているが、いずれ有料貸付か有料販売に移行させる。工業の営繕資材も有料である。

また、このような生産活動の成果としての生産物は、村又は町における指定売店、あるいは農業組合、漁業組合に供出することを義務づけられる(半強制的に売り渡ささせる)。それは公定価格で売店や組合によって購入され、消費者にも公定価格で販売される。こうして、各地に「売店」が設置されていた。

財政と金融 沖縄民政府の財政も、

アメリカ軍政府によって全面的に負担された。また、住民への医療設備及び医療品を当分の間、無料で供給する、村行政機構以上の役職員への俸給支払に必要な資金は、軍政府が供給する、なども示している。

金融機関についても、「沖縄中央銀行」を設立し、設立資本(一〇〇万B円)は沖縄財務部及び村行政機関が出すこととしながら、その資金はいずれ返済してもらうが、当分は資本金も貸付用資金も軍政府が支出するという。

売店の収入が地方財政を支えることになる。「村又は町に於ける小売商店は、該地方の村行政機関により、其の財源として経営さるべし。他の財源が発達する時迄、これを以て手近なる財源となさんがためなり」。

公定賃金と公定物価 この「軍政府経済政策の件」は、その末尾に「沖縄公共並に個人事業雇傭者の日給及月給表」と「最高価格表」を付している。つまり、賃金も物価も統制されていたのである。

賃金は、沖縄民政府知事が最高で月一〇〇〇円、次のクラスが「諮詢委員、判事長、検事長、医師、諮詢会部長、連合会長」で、月七〇〇円などとなっている。また低い方では、

「普通労働」が日給で四円八〇銭、月にして一四四円などとなっている(いずれもB円)。

また、物価は、きゅうり、ねぎ、ほうれんそうなど、品目ごとに決められており、単位の多くは「一ポンド」(約四五グラム)となっている。それがB円で示されている。上記の野菜は順に、三〇銭、二四銭、一八銭である。この中には「コンビーフ」や「豚肉ランチョンミート」や「豚肉ソーセージ」などの缶詰も含まれていて、沖縄の人びとにとって初めて出会った珍しい食品であったであろう。他に、饅頭、石油、瓦、婦人服などもある。

農業組合・水産組合 農産物の集荷機関として、農業組合・同連合会の結成が指示された。また、水産組合・同連合会も結成された。例えば農業組合は、組合員の生産したすべての食料品を集荷する、非組合員の生産物は直接村販売店に供出すること、となっている。これは、組合員が自主的に組織するものとしての、本来の「協同組合」とは異質のものだった。

「琉球列島貿易庁」 四六年一月二五日に、指令第一四号「琉球列島貿易庁開設の件」が出され、「琉

琉球貿易庁」が置かれた。これは「琉球列島内諸島」「奄美・沖縄・宮古・八重山など」、及び軍政府の許可する外国との間の貿易」を管理する機関である。当初は琉球内の列島間貿易の管理にあたり、しだいに日本本土を含む外国貿易の方向をめざしていくとされていた。また「琉球列島軍政本部、軍政本部副長官に依り任命されたる軍政府将校の直接の監督下におかれるもの」とする、とある。

デパート「リウボウ」が今もある。これは「リゆうぼう」の旧仮名づかいでの表記で、琉球貿易株式会社の短縮名であり、デパートが発足したときからの名である。創業者は琉球列島貿易庁総裁・宮里辰彦の父・宮里辰雄である。

ガリオア援助 なお、琉球列島貿易庁という仕組みを作っているながら、貿易をアメリカ軍が直接行う場合も多かった。そして、貿易庁の仕組みの外で「密貿易」が盛んに行われた。

四六年度から四九年度にかけて、輸出額は七万ドルから二〇万ドルへとしだいに回復していったが、微々たるものであった。輸入は増減のムラがあるが、輸出額を大きく上回り、「差額」は貿易収支は常に赤字となっている。何よりも、ガリオア資金

(占領地救済資金)による物資流入が、一一〇〇万ドルから二八〇〇万ドルと大きく、輸出入の意味合いはきわめて小さい。

また、一九四九年度からはエロア援助(占領地経済復興援助金)が加わった。

統制の破綻 アメリカ軍は生産と流通(貿易も含む)の「統制」をもくろんで貨幣経済へと移行させた。

しかしそれはみごとに失敗し、経済社会は大きく混乱した。その破綻の最大の原因は、全消費量の八割を占めるはずであったアメリカ軍の補給物資の供給不足であるとしてよいだろう。また第二に、生産の不振のほか、「供出制度」が沖縄民政府の懸命な努力にもかかわらず、徹底することができず、不成績に終わったことにある。供出するより、他に回した方が高く売れるからである。

宮里辰彦「沖縄経済安定への道」(琉球政府文教局編『琉球史料』第6集、六一年。初出は四八年)は、次のように述べている。「若し今日、我々が海外からもつと多くの物資を入れ「そのことは、ガリオア援助か、その売上げ代金による本土からの買付けか、いずれかが中心になる―来間」、すべての需要を満たす事が出来るならば、現行の公定価格を守ら

せる事は容易である。何故なら、此の場合には欲しいだけの物が買えるから誰も闇価格を支払う必要がないからであつて、そう出来ない所に問題があるのである」。

このように物資の供給が計画どおりにいかないなかで、統制ルートの外での物資の流通が起り、これらが闇取引されていく。その形態は、「戦果」「パンパン稼業」によるもの、及び密貿易である。各地にいつの間にか闇市ができ、闇価格が横行した。また、引き揚げが進み、通貨量が増大し、インフレの要因となった。

戦果を挙げる 「戦果を挙げる」とは、本来、戦争で敵軍に打撃を与えることを言ったが、戦後の沖縄では、アメリカ軍物資の盗み取りを合理化するための表現であつた。

「まだ戦争気分ぬけないことも手伝つて、血気さかな連中は、斬込みと称して部隊に忍び入って盗み、〈戦果〉をあげるようになる。この頃は、GMC(トラック)ごと食糧、被服を盗み出して、貧しい部落へ投げ与えるという今様へねずみ小僧次郎吉〉ばりの、あやまったヒロイズム「英雄気取り」も發揮されるのである」(沖縄タイムス社編『沖縄年鑑』五九年版)。

「戦果、という言葉を、私はいままでに数多くの人から聞いていた。アメリカ軍の物資を盗むことなのである。処刑を覚悟の難事なのに、なぜか沖縄の人は大変ユーモラスな話し方をするのだつた」。「私は戦果の名人ともいふべき人に会つた。

へ：戦果あげるって、確かにドロボウです。でもね、それをやらなきゃ生きられん。いいことか、悪いことか、そんな考えはなかつたですよ。……」(真尾悦子『いくさ世を生きて―沖縄戦の女たち』八一年)。

パンパン稼業 パンパンとは売春婦のことであるが、特に、第二次大戦後の日本で、米兵を相手にした女性をいった。

「狡猾な連中が、無恥なあるいは生活に行きつまつた女たちをそののかして、兵隊へ近づけ物資をせしめるという破廉恥な行爲もみられるようになった。敗戦国お決まりのパンパン稼業の始まりである」(前出『沖縄年鑑』)。

「作業の世話係は、マサオ、という二世であつた。生殺与奪の権利にぎる彼は、捕虜民「捕虜民ではない―来間」の女たちの渴望する物資を自由にできる立場でもあるのだつた。へきれいな人を、マサオさんは片っ端から誘惑したそうです。一〇

人も、そういう人がいたと、あとで分かったんです。強姦ではないからガンガンも鳴りませんしね「米兵が侵入してくると、皆で大きな音を立てて追い払っていた」。嫌だと言えはすむはずですけど、おなかが空いている、というのは弱いですよねえ……」（前出、真尾悦子）。

密貿易 貿易は「琉球列島貿易庁」の下で統制されているので、私的に交易することは「密貿易」ということになる。当初は奄美・沖縄・宮古・八重山相互間の交易も禁止されており、後にはそれは自由となったが、本土との間、台湾・香港などとの間での密貿易が盛んに行われた。南の方との密貿易の拠点として、与那国島が栄えた。

「戦後の密貿易は一九四六年四月の貨幣制度の再開を契機として行われるようになった。当時の貿易は専ら占領軍が管理しており、列島間の往来も禁止されていたので、その間隙をぬってまず列島間密貿易が興った。戦争で船腹の殆んどを失い、クリ舟がわずかに残っていたのみで、従って最初は微々たるものすぎなかった。一九四六年と一九四七年は宮古ルートが盛んで、一九四八年になると八重山ルートが繁昌した。宮古から豚や海人草、奄美からも家畜

が持ち込まれ、与那国からは台湾・香港を通じて米、石けん、マッチ、茶などの生活必需品が入った。その交換品として沖縄から主に軍服、毛布など米軍物資が持ち出された」（山内盛弘、「戦後沖縄の貿易―I、占領軍管理期の貿易」、琉球大学経済研究所編『経済論集』第4号、六年）。

配給の横行と配給の形成

「当時は終戦後日も浅く、まだ生産基盤は戦災によつて破壊されたままで、生産体制も整っていないかつたので、物資は著しく欠乏していた。したがつて食糧の八〇％は米軍が補給し、残り二〇％は島内生産品をもつて充当する建前で、供出制度が実施され統制経済が布かれた。しかし供出制度は政府の懸命な努力にもかかわらず徹底を期し得ず、不成績に終り、闇取引の根源となつた。また補給物資の配給制度も、当初は農家、非農家の区別なく一様に配給せられたので、農家は自家生産品と配給品を持ち、非農家よりも比較的恵まれていた。彼等はこれら余剰物資をもつて物々交換や闇取引を行なっていたが、その後次第に米軍からの流出物資も出回るようになったので、各地には何時の間にか闇市ができ、闇価格が横行した」。『当時の配給物資量の

不足と配給制度自体の欠陥により、闇物資の横行を助長し、日本及び香港相手の密貿易が盛んに行われ、これら密輸品を主な商品として那覇の壺屋一帯に市場が開け、これを中心に住民の那覇への集結が促進された」（『琉球銀行十年史』六一年）。

引き揚げ

「外地」から「内地」に帰ってくることを「引き揚げ」といった。外地には、「満州」、その他の中国、フィリピン、南洋群島など、かつての日本の占領支配地があつた。沖縄では、「内地の本土」から「内地の沖縄」への帰還もあつた。引き揚げは、経済問題としては通貨量の増大の問題であつた。物資不足のなかでの通貨量の増大は、インフレ（物価の上昇）の要因となつたのである。

四六年から四九年までの引き揚げ者の数は、日本本土から一五五〇〇〇人、外国から八五〇〇〇人、合計で一二万三九〇〇人となっている。また、「海外引揚民収容所ニ於ケル所持金取扱実績」という資料によれば、四六年八月から二月二〇日までの帰還者数が一一万一四〇〇〇人あり（先の資料と若干の差異がある）、その持ち込んだ日本円（所持金額）は二二〇〇万円となつている（琉球政府文教局編『琉球史料』第6集、

六一年）。

極端なインフレーション

これらの結果が、物価の大幅な上昇であつた。一年で二・〇〇〇三・五倍、二年で三・〇〇〇八・〇倍という異常さである（『琉球銀行十年史』）。念のため、これは％ではなく倍率である。この結果でもあり、また原因でもあるが、先の「軍政府経済政策の件」で示された公定価格表は、その後ひんぱんに改定されている。これに対応して公定賃金表も改定されていたが、市場価格との段差はなかなか埋められず、俸給賃金取りの大部分が困窮した。

このようにして、経済の統制は破綻した。

「自由経済」への移行

統制経済の解消と自由経済の実施が、四八年一月二六日に布告され、一月一日に施行された。表題とは別に、その内容から「自由経済」、「自由企業」あるいは「自由取引」についての特別布告と呼ばれているものである。その「第二条 自由企業」には次のようにある。「琉球人は誰でも、列島間貿易を含めて、自由企業を始め且つこれに従事する事が許される」。

新全体主義と 平和・人権・地方自治

◎ 「安倍国葬」の強行をどう見るか

池上洋通 (いけがみひろみち)

(おきなわ住民自治研究所理事)

はじめに「安倍国葬」の強行

国民多数の声を無視して、安倍晋三元首相の国葬（「安倍国葬」）が九月二十七日に実施されました。
「ここではまず、「安倍国葬」に対する国民意識を示す資料の確認から始めることにします。

国民多数の反対は「常識」だった
資料1は、全国的に知られる報道

機関による「安倍国葬」計画に対する国民意識の調査結果から「反対」の%を抜き出したものです。

この資料の特徴は、七、八月段階と九月の二回に分けて行われた各調査の結果から、「反対」の回答のみを引き出して、率の変化を見た点にあります。ここから、次のことが明確に読み取れます。

◆七、八月の調査(④)では、「反対」が五割前後だった。しかし、いずれの調査も「わからない」の回答を含むことから、この段階ですでに「反対」が相対的多数であったと読むことができる。

◆九月の調査(⑤)では、それが鮮明になり、いずれの調査でも回答者の過半数が「反対」を意思表示したことになる。

● おことわり

今号では「安倍国葬」の強行を受けて、その本質について記すことにしました。「全体主義」というべき性格を持つ行為を見逃してはならない、と考えたからです。

今号も連載予定を変更してしましますが、ご了承ください。(池上)

ここからあらためて分かることは、「安倍国葬」は、国民多数の反対の声を無視して行われた「権力的行為」だったということです。

国葬制度はなぜ否定されたか

—憲法の施行と共に廃止—

日本近代史において初めての「国葬」(あるいは「准国葬」とされているのは、一八七八・明治二年の大久保利通の葬儀です。これは、大久保利通が暗殺されてから三日後という日

程で行われましたが、このときに制度としての「国葬」があったわけではなく、このときの形式が後の葬儀の原型とされたのではないか、といわれています。※

※今回は(参考資料)として、明治以来の「国葬」または戦後の「内閣葬」など国家機関が関与した葬儀の資料を掲げましたが、これらは国立公文書館や国会図書館などの資料をベースにして提供するものです。

資料1 各世論調査での「国葬反対」の割合 (%)

調査主体	調査時期別		率の変化 ④→⑤
	④ 7月末 ~8月	⑤ 9月	
読売新聞	46	56	+10.0
NHK	50	56.7	+6.7
朝日新聞	50	56	+6.0
時事通信	47.3	51.9	+4.6
日経新聞※1	47	60	+13.0
共同通信	53.3	60.8	+7.5
毎日新聞※2	53	62	+9.0
産経新聞※3	51.1	62.3	+11.2

「東京新聞」9月25日付資料を用いている

※1=テレビ東京との共同調査

※2=社会調査研究センターとの共同調査

※3=FNNとの共同調査

◎読売新聞とNHKの設問は、「国葬実施を決めた内閣の判断」への評価。

◎共同通信は「どちらかと言えば反対」を含む。

<参考資料・1> 国葬令（抜粋）勅令第324号 1926・大正15年 国立公文書館資料から引用

<原文・抜粋>

大喪儀ハ国葬トス 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃及攝政タル親王内親王王女王ノ喪儀ハ国葬トス
但シ皇太子皇太孫七歳未満ノ殇ナルトキハ此ノ限ニ在ラス

国家ニ偉勳アル者薨去又ハ死亡シタルトキハ特旨ニ依リ国葬ヲ賜フコトアルヘシ

前項ノ特旨ハ勅書ヲ以テシ内閣総理大臣之ヲ公告ス

<口語訳> [池上訳]

- ・大喪儀（天皇・皇后の葬儀）は国葬とする。
- ・皇太子、皇太子妃、皇太孫（天皇直系の孫）、皇太孫妃、及び摂政※である親王、内親王、王女王の葬儀は国葬とする。但し、太子・皇太孫が七歳未満の若死であれば国葬とはしない。
- ・国家に偉大な功績がある者が薨去（高位の者の死亡）死亡したときは、特旨（特別な意味）に依って天皇が国葬を賜うことができる。この「特旨」は、勅書（天皇の言葉を記す文書）により、内閣総理大臣が広く一般的に知らせるものとする。

<参考資料・2> 1878（明治11年）～1945（昭和20年）の国葬の例

年代	被葬者の地位と人数	被葬者の例
明治	天皇・皇族 4人	熈仁親王（陸軍大将）、英照皇太后※①
	政治家 6人	大久保利通※②、岩倉具視、伊藤博文、島津久光
大正	天皇・皇族 4人	明治天皇、昭憲皇太后
	植民地関係 2人	李熙、李垆 [いずれも元韓国皇帝]
	政治家 2人	山縣有朋、松方正義
	軍人 1人	大山巖
昭和	天皇・皇族 2人	大正天皇、載仁親王
	政治家 1人	西園寺公望
	軍人 2人	東郷平八郎、山本五十六

※①孝明天皇の女御 ※②大久保利通の葬儀は暗殺3日後（1878・明治11年5月17日）に行われた。近代政府の「国葬」の原型とされ、準国葬とも位置づけられる。

<参考資料・3> 1951年以後の大葬 [天皇の葬儀※] と「国葬」の例

年代	被葬者の地位と人数	被葬者の例
昭和	天皇・皇族 2人	昭和天皇、貞明皇后（大正天皇后）
	政治家 1人	吉田茂
令和	政治家 1人	安倍晋三

※天皇の葬儀は、現行「皇室典範」第25条が「大葬」と定めている。

<参考資料・4> 1951年以後に国家機関が関与した「国葬」以外の葬儀の例 [全員政治家]

年代	被葬者数	被葬者の氏名
昭和	7人	幣原喜重郎、尾崎行雄、松平哲雄、佐藤栄作、大平正芳、岸信介、三木武夫
平成	7人	小野明、福田赳夫、小渕恵三、鈴木善幸、橋本龍太郎、宮澤喜一、西岡武夫
令和	1人	中曽根康弘

葬儀の性格別件数 衆議院葬2件、参議院葬3件、内閣・衆議院葬1件、
内閣・自民党葬8件 国民葬（内閣・自民党・国民有志）1件

「国葬令」の制定と廃止

前ページの〈参考資料・1〉に掲げた「国葬令」の制定・公布は、明治憲法下の一九二六・大正一五年のことです。(この年は大正期の末年であり、昭和元年でもあります。)

天皇の勅令として出されたものですが、明治憲法の規定に依り、議会の承認を受けることで「法制」として位置づけられました。

しかし〈参考資料・2〉が示しているように、「国葬令」制定以前の時期(明治・大正期)にも数多くの「国葬」が行われていました。つまり「国家的儀式」として慣例化されていたものを「勅令」として法制化したということです。

この勅令の廃止は、日本国憲法が施行された一九四七年の一月のことで、「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」に基づく判断でした。つまり、「国葬制度」は、新しい憲法の理念・原則・規定にはそぐわない、と判断されたのです。※

※天皇の葬儀について

現行憲法下での天皇の葬儀については、憲法第七條一〇項に「儀式を

行うこと」と定められており、それを受けて「皇室典範」第二五條において「天皇が崩じたときは、大喪の礼を行う。」と定められています。

「安倍国葬」の強行と法治原則

そこで、「国葬制度はなぜ憲法違反なのか」を、憲法の規定とそれが示す原則からただしていくことになりませんが、はじめにまず、今回の「安倍国葬」が「法治主義の原則」から外れていたことを見ておくことにします。

「国葬」実施の条件とは

日本社会で広く行われてきた「葬儀」の場合、遺族を中心に(宗教的なしきたりによるものも含めて)最低限次のことを決めています。

◆葬儀を行う日時

◆参列者の範囲と規模

◆会場

◆準備と当日の実務体制

◆招待者への連絡などを含む経費

これらの全体を「国家の行為・公務」として行い、その経費を国費の支出(財源は国民が納入する税)でまかなうのが「国葬」です。

当然のことながら、そのためには「法制度」が存在しなければなりません。

せん。しかし、「国葬令」の廃止された後、それに該当する制度は法定化されてきませんでした。

国民主権に基づく法治原理の無視

法的に定められた制度に無いことを「国務・公務」にすることはできない。この原理を憲法で確認しておきます。

日本国憲法の前文は、次のように書き出されています。

「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、日本国家の主権者である日本国民は、正当な制度・手段で自らを選んだ国会における代表者を通じて行動する、という原則です。(注1)

いうまでもなく国会は、憲法に基づいて立法を担う政府機関であり、国民を代表する議員たちの真摯で自由な討論によつて法を制定する任務を持つています。主権者である国民は、そこで定められた法制度に基づいて行動する、というのです。まさに議会制民主主義による法治国家の宣言ですが、この原理は、憲法第四一條でも確認することができます。

◆憲法第四一條

「国会は、国権の最高機関であつて、

国の唯一の立法機関である。」

国会が「国家権力の最高機関」であることを明示したこの条文の意義は明らかです。

中央政府三権の機関(国会・内閣・裁判所)のうちで、その構成員を主権者国民が直接に選定しているのは立法機関である国会だけであり、それは憲法による基本的な国家原則(議会制民主主義に基づく法治主義)を示しています。(※2)

そこで今回、この法治主義原則に基づいた「国葬批判」が野党から出され、さらに、国会における審議もない「国葬」の強行はあり得ないと迫つたのです。

これに対して岸田内閣は、「内閣府設置法」が定める「所掌事務」の規定を持ち出し、「法治主義違反」の指摘に反論しました。

◆内閣府設置法・第四條三項三三三号

「国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関すること(他省の所掌に属するものを除く。)」

しかしこれは奇妙な意見です。

「内閣府設置法」は一九九九年に制定された法律ですが、内閣府の任務については第三條に「内閣府は、内閣

の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とする。」とあります。つまり内閣府は、何かの事務を、主体的に「決定するのではなく、既存あるいは新たに制定される法制に基づいて内閣の各省庁）が行う事務を助ける「補助機関」なのです。

したがって、先の内閣府設置法第四條の条文でいう「国や内閣が行う儀式」とは、憲法や法制において「内閣の行うもの」と規定されている儀式を指すのですが、先に見たように「国葬」についての法制は廃止されており、内閣府が「助ける」対象となる事務は存在しません。「安倍国葬」を内閣設置法の条文によって正当化することは不可能なのです。

閣議は法治主義を無視できるのか

また内閣は「閣議決定による国葬の実施」の主張を繰り返しましたが、この主張も不当です。閣議が、憲法とそれに基づく法制度以外を根拠にして何らかの決定を行ったとしても、それはすべて無効だからです。

ここで確認しておかなければならないことに、一九六七年に行われた吉田茂の「国葬」があります。もちろん違法であり、当然のように鋭い批

判をあびました。であればこそ、その後に行われた内閣総理大臣経験者の葬儀は「国葬」の形をとり得なかったのです。（参考資料・4）

憲法の人権規定と「国葬」

日本国憲法の根本理念に「すべての個人に対する人権の保障」があります。ここからは、あらためて憲法の人権規定を基礎にして、「国葬」の持つ基本的な課題について考えていくことにします。

「思想の自由」に反するのでは？

「特定の人の生き方や業績をどう見るかは、個人の自由である。国葬の強行は、国家が個人から思想の自由を奪うものではないか」という声が、おおいの人たちから上がりました。これは「国葬制度」が本来的に持つ根本問題の一つです。

そこで、個人の自由に関する規定をざっと挙げておくことにします。

◆第二二条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならぬ。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共

の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

◆第二三条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

◆第二九条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

◆第二〇条

① 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

◆第二一条

① 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

◆第二三条

学問の自由は、これを保障する。

「平等の原則」に反するのでは？

「国葬」は、「法の下での平等」原則に反し、「個人に対する差別」につながるのではないかと、という批判の声も広がっています。国家的な位置から特定の人の生き方や業績を称賛して特別に高く評価することに対する疑問・批判です。

「法の下での平等」の憲法規定は、次の通りです。

◆第二四条

① すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

見逃すことができない

「栄典」制度との関係

ここできちんと確かめておきたいことに右の条文第三項にある「栄典」

との関係です。

栄典とは「采章、勲章」などの国家的制度によつて個人を称賛する形式のことですが、これが「国葬」制度に大きな意味を持つてくるのです。

まず、次の文章を読んでください。

「従一位、大勲位菊花章頸飾、安倍晋三・元内閣総理大臣の、国葬儀が執り行われるに当たり、ここに、政府を代表し、謹んで、追悼の言葉を捧げます。…」

これは今回の「安倍国葬」における岸田首相による「弔辞」の冒頭に掲げられた言葉です。

弔辞は、安倍晋三という人物に対する国家的称賛・評価から始まったのですが、それは「采典」による形式を踏んで行われたということです。

そこで「参考資料・5」として、これまでの「国葬」その他の国家機関が関与した葬儀の対象となった、天皇・皇族以外の被葬者が授与された栄典の例をあげておきます。

そこであらたな疑問が湧いてきます。一体これらの栄典授与の基準は何か、ということですが、

そして、絶対主義的君主制ともいわれた戦前の天皇制政府の時代と変わらない位階「正一位 従一位…」

勲等「勲一等大勲位…」の制度は、文字通りの憲法無視なのではないか、という疑問です。

特に問題なのは、国家が個人の生涯に対して位階のような形で審査できるのか、ということですが、

そしてまた、公務員への叙位でいうと、中央政府関係者と地方自治体政府関係者とは、最初から位階の格差が設けられており、都道府県知事が「従一位」になることは、絶対にあり得ません。栄典制度はまさしく、中央政府と地方自治体政府との対等性を無視した「公的な差別制度」でもあるのです。

逃れられない「弔意の強制」

「安倍国葬」の実施に当たつて内閣は、国民に対して弔意の強制はしない」とくり返しました。

しかし、実態的には都道府県の動向も含めて、役所・教育機関などへの「半旗掲揚通達」の事例が全国に広がりました。

けれども、さらに決定的なこととは、「国葬」の実行経費が全額公金で負担されることです。地方公務員の一人である警視庁警察官の動員による人件費も含めて、膨大な金額が費や

<参考資料・5> 国葬対象になった者が与えられた栄典

氏名	経歴	与えられた位階勲等と経歴
岩倉具視	貴族、政治家	贈正一位大勲位 右大臣
東郷平八郎	軍人、貴族	従一位大勲位 侯爵 元帥海軍大将 連合艦隊司令長官
大久保利通	政治家	贈従一位勲一等 内務卿
伊藤博文		従一位大勲位 公爵 内閣総理大臣 元老
吉田茂		従一位大勲位 内閣総理大臣
安倍晋三		従一位大勲位 内閣総理大臣

されたであろうことは、テレビ映像その他の報道から多くの国民が推察したはずですが、念のためにいうと、近年の税収入

の構造は、国課税。地方風を合わせて総額の第一位が消費課税、第二位が個人課税であり、この両者を合わせると総額の七〇%近くになります。まさに、国民が負担して税制度が成り立っているのです。

この角度から見ると、安倍国葬に対する賛否に関わらず、国民が「国葬の実現に強制的に動員された」ということができるのです。

「全体の奉仕者」「憲法の尊重と擁護」
—公務員制度との関係は？

「国葬」の強行をめぐって、もう一つ残る基本的な批判・疑問は「公務労働の性格」との関係です。

◆憲法第一五条

②すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

◆憲法第九九条

天皇または摂政及び國務大臣、国會議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

このように憲法は、公務員と公務労働の持つべき性格を「全体の奉仕者」として規定し、さらに公務員の職務の一切が「憲法に基づいたものであること」と、憲法の尊重と擁護を

明確に義務付けています。そこでまず、公務員の奉仕者性について記します。

◇「全体の奉仕者」の意義

この規定の背景にあるのは、日本国憲法の定める国政の義務が、すべての国民を個人として尊重し、その幸福追求権（各自の自己実現の権利）を具体化することにあるとする第一三条です。全体の奉仕者とは、ここでいうすべての個人」のことにほかなりません。（※3）もちろん、その任務が十全に果た

されるためには、公務員の権利や生活保障が必要です。

そこで〈参考資料・6〉として国家公務員特別職の年収の例を掲げておきました。

◇憲法尊重・擁護の意義

公務員にとつての最大義務に立憲主義の具体化があります。憲法第九九条は、天皇（摂政）を含めた立憲主義の規定であり、まさに中央地方、政府の全公務員と全機関とが憲法の実現のために全力を尽くすことを義務付けたものです。

いうまでもなく、日本国憲法は、民主権の国家体制を基本に、恒久平和主義と人権保障主義の政策・制度的実現を根本原理として組み立てられています。

そこで、あらためて問われるのは、安倍元首相の政治姿勢は、その原則を誠実に追求したものであったか、ということになるでしょう。

全体主義的な足音が聞こえる

今回の「安倍国葬」の強行で私の耳に届いてきたのは、全体主義的な足音でした。それは、銃撃という犯罪行為によって命を失った「偉大な指導者」の旗を掲げて、全国民に「哀悼」

の姿勢を求め、国費を冗費して強行された「国葬」でした。

それは、憲法違反の軍事体制の確立を権力総動員で進めた政治家の称賛儀式でした。安倍家で行われた私的な葬儀に、自衛隊の儀仗隊を動員して「英雄の葬儀」に仕立て上げるという小細工もしてのけました。

私たちはいま、全体主義への歩みを阻むために主権者としての自覚を確認し合うときであると思います。

〈注〉

※1 憲法前文「正当に選挙された国会における代表者」について

現在の日本の政治の最重要な問題に「選挙制度」があります。なかでも「小選挙区制」「二票の格差」がはらむ問題は、憲法の国民主権原理を無視破壊してきた重大な課題です。このことも、後の回であらためて究明することにしたいと思います。

※2 議院内閣制の原則

ここでもう一つ確認しておきたいのは、議院内閣制の原則です。憲法は、内閣の構成員の選任について「総理大臣は国会議員のなかから選び（六七条）内閣を構成する大臣の過半数は国会議員でなければな

らない（六八条）」と定めています。日本国憲法の議院内閣制が、国民主権原理の徹底を求めていることは明らかです。

また、最高裁判所の長官は内閣の指名に基づいて天皇が任命し、判事は内閣で任命する、と規定されていますが、長官も判事も後の年度において行われる「衆議院総選挙」の際に「直接審査」されることになっており、ここでも国民主権原理の具体化を確認することができます。

※3 安倍政治の違憲性について

公務員が行う公務労働が「国民全体への奉仕」であり、「部への奉仕ではない」とする憲法規定から多くの人が思い起こす言葉は、「モリ・カケ」であり「ザクラ」のでしたが、さらにその死因に直接関係する形で「トウイツキョウカイ」が浮かび上がってきました。

「安倍国葬」への批判・反対意識の広がり基礎に、平和・人権原則に違反したばかりではなく、安倍元首相の政治家個人としての基本姿勢にあるとする指摘があることもあらためて確認しておきましょう。

職種分類	年収
内閣総理大臣	4,032 万円
国務大臣、会計検査院長ほか1職種	2,941 万円
法制局長官、官房副長官ほか5職種	2,821 万円
検査官、人事官ほか8職種	2,405 万円
国家公安委員会委員等	2,357 万円
内閣府資料・2018年度	

おきなわ住民自治研究所第6回総会

日時： 11月23日（水） 午後2時～5時
会場： JA沖縄真和志農協3階ホール（駐車場有り）

会員のみなさま

コロナ禍にあって延期（変更）となった第6回総会を上記の通り開催します。

復帰50年の節目の年、参議院選挙・知事選、県内一斉地方選挙と続き、豊見城市（10/9）・那覇市長選（10/23）で山を越します。当日は研究所設立5周年（記念日）に当たります。

総会では研究所活動の総括と方針の審議、役員選出等を行います。

「記念講演会」も検討中です。議案書は11月号で掲載・添付しお届けする予定です。

「憲法改悪」「戦争できる国」「地方自治の危機」にあって、研究所の課題・役割が改めて問われている状況ではないでしょうか。会員のみなさんの参加をよろしく願います。

沖縄県知事選の結果について

玉城デニー県政の発展と 「オール沖縄」の前進へ

2022年9月11日に投票された沖縄県知事選挙で、「オール沖縄」が支援した玉城デニー知事が33万9630票を獲得し、自公政権が全面支援した「辺野古新基地推進・加速を掲げた自公推薦候補に6万4千票余で圧勝しました。

「復帰50年」の節目の年を迎え、今後の沖縄の命運を左右し日本の国政にも大きな影響を与える県知事選挙で、沖縄県民は三度の知事選で「辺野古新基地建設ノー」の揺るがない民意を示しました。

自公政権は、知事選の候補者に最初から辺野古埋立容認と「普天間基地返還」のため新基地建設の加速推進を打ち出し、自民党中央と官邸主導で選挙戦を展開。「沖縄振興」や1000億円の観光業支援などを打ち出すなど「経済危機突破」を全面に掲げ大攻勢をかけてきました。

最大の争点が、自公政権いなるの辺野古新基地の推進か、民意に基づき建設反対かという点が明確になり、「民意が1ミリも揺るがない」（玉城知事）ことが改めて鮮明になったのです。

「辺野古が唯一」という政府の姿勢は、民意に背き、民主主義と地方自治を踏みじめるもので県民の怒りが突きつけられ、審判が下されたこととなります。

当初から厳しい選挙で、「オール沖縄」が団結し結集を強め県民との共同を深めていくことで、政権の横暴に打ち勝つことができるという日本の政治に大きな教訓となる歴史的勝利です。

（おきなわ住民自治研究所編、自治体研究社発行の『平和で豊かな沖縄をもとめて』本も微力ながら貢献できたものと考えています。）

デニー知事と力合わせ、市民の暮らしを守り、地方自治の発展で
平和で誇りある豊かな沖縄を！

豊見城市長選

（10月9日投票）

山川ひとし

那覇市長選

（10月23日投票）

オナガ雄治